

令和5年8月

お客さま各位

平塚信用金庫

預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、平塚信用金庫をご利用いただき、厚く御礼申し上げます。
当金庫は、下記のとおり預金規定を一部改定致しますのでお知らせ致します。
なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまへも適用となります。

記

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 改定する規定

- (1) 当座勘定規定（一般用）
- (2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

3. 改定内容

(1) 当座勘定規定（一般用）

- ① 第9条（支払の範囲）第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入又は振り込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。

(2) 当座勘定規定（専用約束手形口用）

- ① 第10条（支払の範囲）第2項に、以下の条項を追加します。

呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入又は振り込まれた資金により支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当金庫は責任を負わないものとします。

4. 改定後の規定については、令和5年8月23日以降にホームページに掲載いたします。

以上